~ 加賀市霊苑(墓苑)使用についてのお願い ~

◎ 注意事項

- 1 墓地を墓碑の設置以外の目的に使用しないこと。
- 2 墓地及びその周辺(園路など)は、他に迷惑をかけないよう常に清掃に保つこと。

(供花やお線香の包み紙、お供え物のほかごみ等はお持ち帰りださい。)

- 3 霊苑 (墓苑) 内の樹木や石類を破損したり、不当に使用や処分をしたりしないこと。
- 4 墓地を他人に譲渡または転貸しないこと。

(譲渡または転貸の事実が判明した場合、使用許可を取り消すことがあり譲受人や借主にも迷惑が及びます。)

◎ 次の場合は、必ず届け出てください。

- ★大きさ、高さに制限があります。
- ・墓碑の後面は境界ブロックから30cm以上離し、苑内通路側を正面にして設置してください。
- ・墓碑などの高さは、加賀市中央霊苑は2.5m以内、山中上原墓苑は2.0m以内とします。

【代理人指定(変更・廃止)届】……・・・・・使用者が市外に転出する場合等

【墓地使用者・代理人住所等変更届】 …… 使用者または代理人が住所や氏名などを変更した場合

・住所不明のまま20年が経過すると、墓地の使用権が消滅します。

- ・民法上の相続人がいない場合は縁故者が承継
- ·使用者の死亡後3年以内に承継がない場合、墓地の使用権が消滅します。

【墓地使用許可証亡失届】………………墓地使用許可証を紛失した場合

*上記のことが守られていない場合は、墓地の使用許可を取り消す場合があります。

(お問い合わせ先) 加賀市役所 産業振興部 環境課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 電話 0761-72-7885/FAX 0761-72-7991 http://www.city.kaga.ishikawa.jp/